

富山市行政改革大綱

平成 17 年 12 月 20 日 策定

平成 24 年 3 月 1 日 改訂

令和 5 年 5 月 1 日 改訂

令和 8 年 4 月 1 日 改訂

富山市行政改革推進本部

目 次

第1	行政改革大綱改訂の趣旨	2
第2	行政改革の基本目標	3
1	簡素で効率的な行政運営	3
2	健全な財政運営の確保	5
3	時代に対応した行政サービスの提供	6
4	人事管理及び給与の適正化	7
5	職員の意識改革と組織の活性化	8
6	行政の公正の確保と透明性の向上	9
7	市民との協働の推進	10
第3	改革の進め方	11

第1 行政改革大綱改訂の趣旨

本市では、平成17年12月に行政改革推進の基本方針となる「富山市行政改革大綱」を策定するとともに、平成18年2月には、平成18年度から平成22年度までを計画期間とする「富山市行政改革実施計画」を策定し、計画的かつ着実に行政改革の推進に取り組んできました。

これまで、事務事業の見直しや、定員及び給与の適正化をはじめ、民間委託、民営化、指定管理者制度など、民間活力の積極的な活用を進めることにより、行政サービスの効率化と質の向上に努めてきました。

しかし、本市を取り巻く社会経済情勢は、人口減少・少子高齢化の進行に伴う市税収入の減少や扶助費の増加に加え、官民を通じた労働力不足など、これまで以上に厳しさを増しています。このような状況の下、財政の健全性を堅持しつつ、総合計画に位置づけた施策・事業を着実に推進するとともに、喫緊の行政課題に的確に対応していくためには、限られた財源及び人員を重点的かつ効率的に配分する必要があり、さらなる行政改革を推進する必要があります。

このため、本市では、令和7年度をもって計画期間が満了する「富山市行政改革実施計画」に代わる、新たな実施計画（令和8年度から令和12年度まで）を策定するに当たり、これまでの行政改革の基本的な考え方を踏襲しつつ、これまでの取組による成果や、本市を取り巻く環境の変化を踏まえ、行政改革大綱について全面的に改訂を行うこととしました。

行政改革は、一過性の取組ではなく、不断に推進していくべき最重要課題です。今後とも、全職員が共通の認識のもと、一丸となって市政改革に取り組み、持続可能な行財政運営の確立を目指してまいります。

第2 行政改革の基本目標

- 1 簡素で効率的な行政運営
- 2 健全な財政運営の確保
- 3 時代に対応した行政サービスの提供
- 4 人事管理及び給与の適正化
- 5 職員の意識改革と組織の活性化
- 6 行政の公正の確保と透明性の向上
- 7 市民との協働の推進

基本目標1 簡素で効率的な行政運営

(1) 事務事業の再編・整理合理化

行政が担うべき役割と責任を十分に見極め、限られた財源の効率的な配分に努めることにより、全体として市民負担の増加を回避しながら、新たな行政需要に対応する。

- ① 真に必要とされる人に、必要なサービスを適切に提供する観点から、市民サービスの再構築を図る。
- ② 市民の行政サービスに対する満足度、市民と行政との役割分担及び費用対効果の観点から、事務事業の整理・見直しを図る。
- ③ 市民サービスの提供や事務事業の実施に当たっては、総合的かつ効果的な展開が図られるよう、国・県など関係機関との連携を図る。
- ④ 県条例に基づく事務処理の特例について、市民サービスの向上や事務の効率化が期待できるものは、県と協議の上、権限移譲に取り組む。

(2) 民間活力の活用

市民に対して引き続き安定的で質の高いサービスを提供するため、民間の多様なノウハウの活用を検討し、より効率的で質の高い公共サービスの提供を目指す。

① 民間委託の推進

民間委託基準に従い、行政運営の効率化やサービスの向上が見込まれるものについては、民間委託を積極的に検討し、実施が可能なものについては、市の適正な管理監督のもと、順次導入を図る。

② 民営化の推進

民間と競合する事業等について、事業活動を民間に移行してもサービス水準が確保され、かつ、より効率的なサービス提供が可能であると判断されるものについては、積極的に民営化を推進する。

③ 官民連携手法の推進

新規の施設については、原則として指定管理者制度の導入を検討することとし、既存の施設についても、同制度の導入可能性を検討する。

なお、指定管理者制度を導入する場合には、原則として公募により指定管理

候補者を選定する。

また、社会資本の整備・運営において、相当規模の建設費や維持管理費が見込まれる事業については、原則として、PFIを含む公民連携手法による事業実施を検討する。

さらに、その他の新たな官民連携手法についても、積極的に検討する。

基本目標2 健全な財政運営の確保

(1) 計画的な財政運営と行政評価の活用

① 地方公共団体の財政の健全化に関する法律に基づく健全化判断比率や、財政健全化計画における目標値等を活用し、多角的に財政状況を把握するとともに、健全な財政運営の確保に努める。

② 施策評価・事務事業評価等の行政評価を通じて、各事務事業のコストを的確に把握し、事業の必要性、費用対効果、目的と手段の有効性等について検証を行う。

この検証結果を踏まえ、行政が担うべき施策の合理的な選択と、限られた財源の効率的な配分に努め、都市基盤の整備、地域経済の発展等に取り組む。

また、企業会計の手法を活用した財務諸表に基づく発生主義の考え方を取り入れた行政評価の活用方法について検討を行う。

(2) 歳入及び歳出の見直しによる健全財政堅持

① 歳入については、市税の課税対象の的確な把握や収納率の向上に、これまで以上に努めるとともに、私債権を含む総合的な債権管理を図ることにより、市民負担の公平性及び自主財源の確保を図る。

また、使用料、手数料、負担金等については、サービス提供に要するコストを明確化し、サービスを利用する人と利用しない人との負担の公平性を確保する観点から、受益者負担のあり方について検討する。

② 歳出については、次の事項を中心に見直しを行う。

ア 一般行政経費については、不断の見直しを行う。

イ 財政の硬直化を防止するため、人件費や公債費等の義務的経費の抑制に努める。

ウ 公営企業等の経営健全化を図り、繰出金の抑制に努める。

(3) 公共事業等の見直し

① 事業の優先順位等を精査し、各種事業計画等を見直しを行うことにより、総事業費の抑制に努める。

② 時間的コスト、ライフサイクルコスト、社会的コスト等の多様な観点から、公共工事におけるコスト低減を図る。

③ 電子入札方式の推進を図るとともに、総合評価一般競争入札、VE提案等、

価格以外の要素を含めた入札・契約方式の導入を検討する。

(4) 公共施設の設置と管理運営

- ① 既存の公共施設については、サービスのあり方、市民の利便性の確保、サービス需要の動向及び管理コスト等を総合的に勘案し、施設の存続の必要性について検討する。
- ② 公共施設の長寿命化を図るため、維持補修や改修等の保全対策を適切に実施するとともに、計画的な更新を推進する。
- ③ 需要の高い利用目的への転用や施設の改修等により、既存公共施設の有効活用を最大限図る。
また、遊休状態にある土地、建物等の公有財産については、売却を含め、有効な活用に努める。
- ④ 公共施設の新設又は建替えに際しては、施設機能、運営方法、利用見込み、維持管理経費等について多角的に調査・検討するとともに、地域特性を踏まえた施設整備を検討する。
併せて、施設の利便性向上、用地の有効活用及び管理運営の効率化の観点から、施設の複合化について検討する。
また、国において、宿泊施設や保養施設など、民間と競合する施設の新設及び増築が禁止されている趣旨を踏まえ、市においても、原則として民間と競合する施設の新設及び増築を行わないこととする。
- ⑤ 公共施設の整備及び管理運営に当たっては、PFIや指定管理者制度等の活用により、積極的に民間活力の導入を図るとともに、必ずしも市の所有にこだわらず、施設の借上げ等についても検討する。

(5) 公営企業の経営健全化

公営企業は、住民生活に身近な社会資本の整備や必要なサービスの提供を担う役割を果たしている。将来にわたり、その本来の目的である公共の福祉の増進を図るため、経営状況の総点検を行うとともに、さらなる経営改革を推進する。

(地方財政法施行令第 46 条に規定されている公営企業)

水道事業、工業用水道事業、交通事業、電気事業、ガス事業、簡易水道事業、港湾整備事業、病院事業、市場事業、と畜場事業、観光施設事業、宅地造成事業、公共下水道事業

基本目標3 時代に対応した行政サービスの提供

(1) 成果重視の行政経営

成果を重視した効果的かつ効率的な行政経営を行うため、行政活動を評価して、その結果を意思決定に反映させる仕組みである行政評価の拡充を図る。

併せて、予算編成や総合計画をはじめとする各種計画、人事管理制度等との連携

を強化し、行政評価の趣旨を生かした適切な運用に努める。

(2) 市民の視点に立った行政サービスの検討

- ① 窓口手続等における市民負担の軽減について検討するとともに、窓口アンケート等による市民の意見を踏まえ、迅速かつ丁寧な対応を徹底し、市民サービスの向上を図る。
- ② 市民が時間や場所にとらわれず行政サービスを受けることができるよう、電子申請等の導入を検討する。また、電子入札、電子調達など、企業等との接点の電子化を推進し、市内の社会・経済活動の活性化及び市民・企業等の利便性向上を図る。
- ③ 市税や公共料金をはじめとする各種料金について、コンビニエンスストア等による納付窓口の拡大や、多様な決済方法の導入を推進し、検討する。

(3) 手続の簡略化等による市民・職員双方の負担軽減

- ① 条例・規則で定める各種資格要件や審査基準について、その目的との整合性の観点から検討し、より合理的かつ適正な制度の実施を目指す。
- ② 申請書類の記載項目の見直し等による事務手続の簡素化や、事務処理期間の短縮を図り、市民負担の軽減に努める。
- ③ 情報セキュリティに十分留意しながら、窓口業務や内部事務へのデジタル技術の活用及びこれに伴う業務や制度の見直しを進め、行政事務の効率化、高度化及び簡素化を図る。

(4) 環境にやさしい行政運営の推進

地球温暖化、酸性雨等の環境問題に対応するため、市民と行政が適切に役割分担しながら環境負荷の低減を図る。また、富山市環境基本計画及び富山市地球温暖化対策推進計画等に基づき、環境との共生に向けた取組を推進する。

基本目標4 人事管理及び給与の適正化

(1) 人事管理及び定員の適正化

社会経済情勢の変化や多様化・高度化する行政需要を踏まえ、対応すべき行政サービスの範囲、施策の内容及び手法の見直しを行いながら、定員適正化計画を策定する。併せて人材育成と連携した適正な人事管理に努める。

また、定員管理の適正化を計画的に推進するため、定員適正化計画の中で数値目標を掲げ、その内容を公表するとともに、着実な実行を図る。

(2) 給与の適正化

給与等の勤務条件については、国及び他の地方公共団体との均衡を考慮しつつ、引き続きその適正な運用に努める。

(3) 定員・給与等の状況の公表

市職員の定員、給与等の状況については、住民の理解が得られるよう、他団体との比較や客観的な指標を用いて、わかりやすい公表に努める。

(4) 多様な雇用形態の活用と採用プロセスの工夫

現在働く職員の定着及び継続的な雇用の確保を図るとともに、新たな行政の担い手を確保する観点から、多様な雇用形態の活用や採用プロセスの工夫を進め、高度化・複雑化する行政需要に対応した適正な職員体制の構築に努める。

(5) 公正かつ客観的な人事評価システムの構築

職員の参画による明確な目標設定及び効果的な事務事業の進行管理を進めるとともに、能力及び実績を重視した人事評価システムを確立し、その結果を任用や給与等に積極的に活用することを検討する。

基本目標5 職員の意識改革と組織の活性化

(1) 職員の意識改革と人材育成の推進

① 人材育成に関する基本方針の策定

人事管理、職場風土の改善、業務プロセスの見直し等を通じた総合的な人材育成を推進するとともに、新しい時代に求められる職員の育成を図るため、人材育成に関する基本方針を策定する。これにより、職員一人ひとりの意識改革を進め、効果的かつ計画的な人材育成に努める。

② 職員研修の拡充

職員研修所及び各部局等に配置した人材育成担当を中心とした全庁的な人材育成体制のもと、公務員倫理研修や職場における実務研修を行う。併せて高度で専門的な研修を実施する研修所等への派遣研修の拡充や、自己啓発の支援を行い、政策形成能力や法務能力等の向上を図る。

(2) 政策目的に対応したスリムな組織の構築

社会経済情勢の変化や新たな行政課題に的確に対応するため、絶えず組織体制の見直しを図る。その際、市民にとって分かりやすい組織を基本とし、次の点に留意する。

① 政策、施策、事務事業のまとまりや地域に対応した、簡素で効率的な組織の整備

② 地方分権の進展を踏まえ、自主的・主体的に施策を決定し、総合的な行政サービスを展開できる組織の整備

③ 県条例による事務処理の特例等、地方分権に対応した組織の整備

(3) 組織内分権

必要とするコストや資源の配分を意識しつつ、効果的・効率的な政策運営を図るため、各部局への予算編成、人事配置等に関する一定の権限の付与について検討する。

(4) 外郭団体等の組織・経営の見直し

市が主体となって設立した財団法人等については、指定管理者制度の導入状況や管理施設の運営実態を踏まえ、経営及び組織の見直しを行う。

その際、統廃合、民間譲渡、完全民営化等も視野に入れ、総合的な検討を進める。

また、公益法人制度改革への対応と併せて、外郭団体のあり方について検討する。

基本目標6 行政の公正の確保と透明性の向上

(1) 市政に関する情報の積極的な提供

① 市民との協働を進める前提として、情報共有を通じた信頼関係の構築を図るため、個人情報取り扱いに留意しつつ、パブリックコメントをはじめとする行政の意思決定過程に関する情報を積極的に公表する。

また、政策の結果や成果、課題等に関する検証結果についても、可能な限り情報提供に努める。

さらに、個々の行政活動について、受益と負担の関係を明示するなど、市民のコンセンサスを得るため、必要な情報提供を行う。

② 審議会等の会議については、非公開情報を取り扱う場合を除き、原則として公開で行う。

また、会議の開催予定については、市ホームページ等を通じて周知するとともに、会議結果等についても情報提供を行う。

③ 市ホームページ等を通じて、施策に関する多様な情報を分かりやすく提供するとともに、ユニバーサルデザインの考え方にに基づき、誰もが利用しやすいホームページの運用に努める。

(2) 行政苦情オンブズマン制度の活用

市政に関する苦情等について、公正かつ中立的な立場から調査を行い、その結果を申立人に通知するとともに、必要に応じて勧告や意見表明を行う行政苦情オンブズマン制度の活用を図る。

(3) コンプライアンスの推進

犯罪行為やその他法令違反行為が生じ、又は生じるおそれがある場合には、公益通報者保護法に規定する通報窓口の一つとして、同法の趣旨に沿った適切な対

応を行い、公正な行政運営の確保を図る。

また、庁内においても、業務に関する通報窓口を設置・運用することにより、組織全体としての法令遵守の推進を図る。

(4) 監査機能等の充実

執行機関に対し、監査委員及び外部監査人がその役割を果たすことにより、地方自治体の事務処理の適法性・有効性・妥当性の確保を図る。

併せて、組織的に整備・運用できる体制の構築に努める。

基本目標7 市民との協働の推進

(1) 市民参加による市政の推進

市民（住民、NPO、企業、公共的団体等）と行政が相互に連携し、公共的な課題に取り組むという認識のもと、市民自らの創意と主体性を生かしたまちづくりを推進する。

- ① 総合計画の策定、公共的施設の管理、各種行政サービスの提供等について、計画段階から市民が参画することにより、市民と行政の一層の連携を図る。また、地域の担い手として能力と意欲を有する市民や団体の参画を推進するとともに、現在、市が主体となって実施している行政サービスについて、市民や団体からの提案に基づく協働事業の実施を検討し、地域の実情に即したサービスを提供する。
さらに、市民参加による行政サービスの実績評価や改善方策の検討を行う。
- ② 市の附属機関として、市からの諮問に応じて答申や提言等を行う審議会等については、市民からの公募委員を積極的に登用する。

(2) 市民活動の支援による協働の推進

- ① 市民のボランティア活動を活性化するため、各種ボランティア活動に関する情報提供、ボランティアグループのネットワーク化への支援、ボランティア団体等の法人化を推進する。
また、職員のボランティア意識の高揚を図るとともに、職員がボランティア活動に参加しやすい環境づくりに努める。
- ② 非営利かつ有償で行う方法や会員制による互助的な方法など、各種ボランティア活動のあり方について検討する。
- ③ 市民の公共的な活動への参加を促進するため、地域における自主防災組織、自主防犯組織等の公共的活動を担う市民や地域の団体の育成及び相互の連携に努めるとともに、地域と行政の適切な役割分担について検討する。
- ④ 市民との協働を推進する基盤として、基本的な市政情報の提供機能、活動支援機能及びサポート機能の充実を図るための方策について検討する。

第3 改革の進め方

1 行政改革実施計画の作成

本大綱に基づく行政改革の取組を着実に推進するため、具体的な取組内容を明らかにした「行政改革実施計画」を策定する。

2 推進体制

行政改革の推進に当たっては、行政改革推進本部及び行政改革推進委員会がそれぞれの役割を果たしながら、総合的かつ計画的に推進を図るものとする。

(1) 行政改革推進本部

行政改革推進の基本方針となる行政改革大綱及び行政改革実施計画を決定するとともに、各年度における行政改革の進捗管理を行う。

(2) 行政改革推進委員会

行政改革大綱及び行政改革実施計画の策定又は改訂に当たり、参考となる意見を述べるとともに、具体的な提言を行う。